



日本赤十字社

No. 328

受領証

富士宮地区労福協 様

¥ 30,520 -

この度は **東日本大震災**
お預かりいたしました。

義援金として、上記の金額を確かに

取扱者

清水

※取扱者印のない
ものは無効です。

平成 23 年 9 月 6 日

日本赤十字社静岡県支部長



(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号、及び地方税法第37条の2第1項第1号、並びに第314条の7第1項第1号に規定する寄付金に該当します。法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄付金に該当します。